

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人マツダ財団(以下「この法人」という。)の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費及び雑費(日当)をいう。以下同じ。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に対し理事会出席等、必要の都度、定額の報酬を支給することができる。ただし、役員がマツダ株式会社の役職員である場合には支給しないものとする。

2 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定款第18条に定める金額の範囲内で、定額の報酬を支給することができる。ただし、評議員がマツダ株式会社の役職員である場合には支給しないものとする。

3 この法人は、役員及び評議員に対し賞与、退職慰労金は支給しない。

(報酬額)

第4条 役員及び評議員の理事会及び評議員会等出席に係る報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、会議開催の都度、現金又は振込で支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員の職務の執行に伴い発生した別表の費用については請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、この法人が公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別表

役員及び評議員の理事会及び評議員会等出席に係る報酬及び費用（源泉徴収後）

役員又は評議員の住所	報酬 (1回あたり)	旅費			手数料等
		交通費	宿泊費	雑費(日当)	
広島県内	15,000円	実費相当額	—	—	実費相当額
広島県外	15,000円	実費相当額	実費相当額	5,000円	実費相当額

以上